

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第9回) 議事録

1. 日 時 平成23年1月31日(月) 14:00～16:00

2. 場 所 栃木県公館6階大会議室2

(生活衛生課 大島主幹兼総括課長補佐)

それではただいまから第9回「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催いたします。

申し遅れましたが、私は本日司会を務めさせていただきます栃木県保健福祉部生活衛生課の大島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の出欠について御報告いたします。黒内委員、山岡委員におかれましては、御都合により欠席との御連絡をいただいております。なお本日の会議には、19名の委員のうち17名の御出席をいただいておりますので、「とちぎ食の安全・安心推進会議」規則第5条第2項の規定に基づきまして、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、開会に当たりまして北澤保健福祉部長より御挨拶を申し上げます。

(北澤保健福祉部長)

皆様こんにちは。県の保健福祉部長の北澤でございます。第9回「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には御多忙のところ本会議に御出席を賜り心から感謝申し上げます。

さて「食」につきましても、今日、その安全や信頼を揺るがす事件・事故が依然として後を絶たないことから、消費者の食に対する安心感を醸成するための施策展開が急務でございます。

本県におきましては、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づく基本計画を策定いたしまして、各種事業に取り組んでいるところでございますが、今年度で現計画の期間が満了いたします。そのため、平成23年度から27年度までの5年間の計画期間といたします新たな基本計画を策定することとしておりますが、この計画では食の安全確保に向けた施策を継続的に推進することを基本としながら、条例で規定されております環境に配慮した活動を新たに基本目標に加えまして積極的に取り組んでいこうと考えているところでございます。

本日お示しいたします計画案は、前回の推進会議での御提言を踏まえめるとともに、昨年12月1日から実施いたしましたパブリック・コメントの結果を参考に作成したものでございます。

県といたしましては、今後とも、皆様方の御支援・御協力をいただきながら、庁内の関係部局はもとより、食品関連事業者や関係団体の皆様との連携を図り、食品の生産から消費に至るまで、各種施策を効果的に展開してまいりたいと考えております。

委員の皆様には、限られた時間ではございますが、県民が安心して日々の食生活を送ることができるよう、活発なご議論を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(生活衛生課 大島主幹兼総括課長補佐)

それでは、この後の進行につきましては、石井会長にお願いいたします。よろしくお願

(石井会長)

皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。会長を仰せつかっております石井でございます。会議を始めるに当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

先ほど北澤保健福祉部長さんからもお話がありましたように、今回、大変厚みを増したすばらしい案を御提示いただいているということでございます。特に、まだまだ消費者の皆様から、食の安全・安心に関する対応というのは、不安感の払拭がすべてできていないという現状の中で、県御当局が、今回の「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（案）」の中の、特に環境等に配慮した生産から消費に至る活動を取り上げていただいているということで、大変評価の高いものになっていると思っております。そういう中で、少しでも生産者・事業者・行政、皆さんの食の安全性の確保の御努力に対して、消費者の皆さんの御理解をいただけるような形に進めていただければ、大変ありがたいと思っております。委員の皆様方の御審議よろしくお願い申し上げます。

また今回は、「平成23年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）」につきましても議題とされております。この2つがメインでございますが、委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門のお立場から忌憚のない御意見・御提言等を賜りますようお願いを申し上げて、簡単ではございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして、議事の方を進めさせていただきたいと思っております。

まず最初に、(1)の審議事項のAでございます。先ほど申し上げましたように、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（平成23年度～27年度）（案）」についてから始めたいと思っております。事務局の方から御説明をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(生活衛生課 内藤主幹)

生活衛生課 食品安全推進担当の内藤と申します。

それではただいまから、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」2期計画（案）について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず最初に、本日提出をいたしました基本計画案の経緯でございますけれども、前回の会議で素案をお示しし、各委員から御意見を頂戴いたしました。その後、県食品安全推進本部の検討委員会と分野別の検討委員会を開催しまして、検討を重ねてまいりました。また、12月1日から1ヵ月間、本計画案につきましてパブリック・コメントを実施し、1消費者団体から御意見をいただきました。今回この御意見等をもとに計画案を作成いたしました。用意しております資料1、資料2、資料3をご覧くださいながら、説明をしていきたいと思っております。なお、スクリーンに、計画案に掲載しております画像を映写してまいりますので、併せてご覧いただければと思います。説明につきましては、前回、この会議以降に変更した事項、新たに追加した事業及び前回各委員からいただいた御意見に関する箇所を中心に説明をしてまいります。

資料1の1ページをご覧ください。資料の1ページの1「計画策定の趣旨」でございますけれども、後段の部分を若干変更いたしました。現在の施策を継続していくということを基本に、社会情勢の変化を踏まえてより安全・安心・信頼性の確保をして、環境に配慮した活動も目的に加えていくというような表現にしております。

2番目の「計画の性格」でありますけれども、後段の部分、関連する計画について、「栃木県重要戦略」と名称が変わっておりますので、変更して掲載をいたしました。

次の「計画の期間」でございますけれども、後段の部分のただし書きに、必要な場合に

については見直しをするという部分を追加いたしました。

次のページ、2ページをごらんください。4番の「基本的な考え方」でございますけれども、この部分については条例で規定をしております定義に沿って語句を整理いたしました。

次のページ、3ページには「施策体系一覧」が書いてございます。ここにお示しをしております「施策の展開」という部分がありますけれども、個別の事業について、若干の変更あるいは追加がありますのでそこを変更、あるいは追加しております。

次に、資料の4ページから5ページをご覧ください。4ページ・5ページには「基本目標1（1）安全な農産物の生産の推進」ということで記載しております。右のページ、5ページに「施策の展開」の個別事業名が書いてございますけれども、個別事業名を整理し、変更しております。この部分につきましてはGAPの導入促進にかかわる部分として、農産物とキノコのGAPについて区別をして掲載しております。

次に、資料10ページから11ページをご覧ください。「基本計画1（3）トレーサビリティの定着と生産情報公開の促進」ということでございます。右のページ、11ページにあります「施策の展開」の個別事業について追加いたしました。2つ目に書いております「米流通適正化の推進」というものを新たに追加しております。これにつきましては、10ページにもありますとおり、平成23年、今年7月に米トレーサビリティ法が完全に施行されるということに伴いまして、この法律についての普及啓発を図るということで、新たに追加いたしました。

次に、資料の20ページ・21ページをご覧ください。「基本目標2（3）食品表示の適正化の推進」でございます。右のページ、21ページの「施策の展開」の個別事業名を変更しております。ここにつきましては、食品表示に関する指導と普及啓発の部分を区別し、掲載しております。

次に、資料の22・23ページをご覧ください。「基本目標3（1）食品の安全性に関する理解促進」でございますけれども、右のページの「施策の展開」の個別事業に追加した部分がございます。2つ目に書いております「子どものころからの食品の安全に関する学習推進」というものを新たに加えております。この部分につきましては、パブリック・コメントで御意見をいただいた結果を反映しておりまして、後段の部分に書いてございますとおり、食品安全に関する子ども向け啓発教材について、学校への周知を図りながら活動を進めていくということを追加いたしました。

次に、26ページ・27ページをご覧ください。「基本目標3（3）食育の推進」でございます。これにつきましては、27ページにあります「施策の展開」の個別事業のところで、2つ目に「地産地消運動の展開」というものがございます。前回、委員の中から学校給食における地場産農産物の利用を進めてほしいという御意見がございました。この部分に関するものとして、「学校給食をはじめ、農産物直売所、量販店、飲食店、さらには、県内事業所の社員食堂等において、地域農産物の利用及び提供の拡大を図っていきます」というものを追加いたしました。

もう一つ、前回、委員の中から、地産地消の目的を明確にすべきという御意見がございました。これにつきましては「消費者と生産者が相互に顔が見える関係づくりを推進する」ということで記載いたしました。

次に、資料30・31ページをご覧ください。「基本目標4（1）環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進」という部分でございます。右のページ、31ページにあります「化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進」という部分がありますけれども、これに関係する部分として、前回、委員から、環境保全型農業の生産現場に対す

る消費者の理解を進める施策について質問がございました。その際、「リンク・ティ」について、パンフレットなどを使って消費者の理解促進を図っていきますという回答をいたしました。今回、さらに新たに個別の事業として、31ページの「施策の展開」の下の方に書いてありますけれども、「環境に配慮した農業についての消費者の理解促進」という項目を新たに設けることといたしました。それから、上から3段目でありますけれども、「有機農業の推進」も新たに追加いたしました。公開農場等の設置によって普及啓発を図っていくというようなことで記載しております。それから、そのページに指標がございすけれども、この指標につきましては、対象農薬が拡大されたということで目標値を変更いたしました。

資料32・33ページをご覧ください。「基本目標4(2)環境にやさしい食生活の促進」でありますけれども、33ページの上にあります「食品ロスの削減促進」というものがございます。パブリック・コメントにおいて、食品廃棄を減らす取り組みは、消費者だけではなくて関係者が検討していく必要があるという御意見をいただきました。それを受けまして、食品事業者に対して、少ない量のメニューの提示をするなどしてお客さんの食べ残しを防ぐ、そういったものによって食品廃棄の抑制について啓発をしていくという記載をいたしました。

次の「CO₂排出量等の削減」の取り組みでありますけれども、これにつきましては前回、委員からフードマイレージ削減の実効性を担保するための具体的な施策は何なのかという御質問がございました。ここには地産地消やフードマイレージの考え方の周知を図ること、社員食堂等における県産農産物等の利用拡大を図ってフードマイレージ削減の取り組みを促進していくということを記載いたしました。

もう一点、前回、委員からレジ袋削減の住民への啓発をすべきだという御意見がございました。これにつきましては、後段に書いてありますとおり、買い物等のときのマイバック持参の呼びかけをするという記載をいたしました。

次に、38・39ページをご覧ください。「基本目標5(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援」でございすけれども、「施策の展開」のところに「食に関する体験機会の拡大」ということで記載しております。これは、「栃木県食育推進計画(素案)」が今、パブリック・コメントに出されておりますけれども、それとの整合性を図って、事業内容を明記したということとございます。

次に、40ページ・41ページをご覧ください。ここには「基本目標5(3)リスクコミュニケーションの推進」ということで記載しております。右のページの「施策の展開」のところの「意見交換による相互理解の推進」の部分で追加をしております。パブリック・コメントにおきまして、小さな単位を含めた関係者との意見交換の推進が重要だという御意見をいただいております。これに関しまして、現在でも保健所等で実施しております地域単位の小規模な意見交換の開催をするということと記載いたしました。

次に、資料44・45ページをお願いします。「基本目標6(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成」でございすけれども、この部分につきまして「施策の展開」の個別事業として、上から2つ目にあります「食品衛生検査における信頼性確保」を追加いたしました。ここに書かれている内容については、既の実施しているものでありますけれども、こういった記載がございせんでしたので、改めて記載いたしました。

その下の段に、「関係機関の連携による監視指導及び検査体制の強化」というものがございすけれども、これについても、既の実施しているものでありますけれども、関係機関との連携を図ること、あるいは検査についても国等とも連携を図りながら進めていくということと新たに記載いたしました。

主な改正点等につきましては、以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。前回の意見を細かいところまで取り入れていただきまして本当にありがとうございました。

それではただいまの御説明につきまして御意見・御質問等、委員の皆様からお願いしたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。今回は皆さんの御意見を様々な形を出していただきまして、この委員会の中で、できるだけ集約したいと思っております。また、これから委員の皆様から色々いただきました御意見は会長・副会長・事務局の方でさらに精査を深めて、最後の取りまとめの方に進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ委員の皆様、何なりと御意見を伺いたいと思ひます。

どうぞ、小瀧委員。

(小瀧委員)

4ページ・5ページの「安全な農産物の生産の推進」の件ですが、皮切りに一つ意見を述べさせてもらいます。農業生産活動におけるリスク管理を行うことは、県産の農産物の安全を確保するだけでなく、消費者の安心感や信頼感を高める上でも非常に重要であります。生産者のGAPに対する取り組みの向上が、今後ますます強く求められると考えます。計画案では客観的な点、農場点検の導入など、より信頼性の高いGAPの実践を目指すということではありますが、県内の生産組織が200以上と、かなり多いと聞いておりますが、GAPの推進に向けて各地域で活躍できる指導者の育成をぜひ図ってほしいと思ひますので、検討してほしいと思ひます。

(石井会長)

どうもありがとうございます。

大変重要な御指摘をいただきました。GAP、農業生産工程管理の導入の促進ということで、本県の大変重要な施策課題でございます。委員ご指摘のように人材育成が極めて重要だということでございますし、それからまた認知度の高まり、そしてまたその支援策、また、支援も直接的な支援と間接的な支援と両方ございますので、そういう中で県ご当局も御指摘を踏まえて推進をしていただければと思っております。よろしくお願ひします。

増淵委員、どうぞよろしくお願ひします。

(増淵委員)

計画自体はよく理解しましたのでいいのですが、今のようなGAPですね。工程管理の話だと思ひますが、これは具体的な認証制度みたいなものではないんですか。初歩的な質問で申しわけありません。

(石井会長)

ありがとうございます。

この辺はいかがでございますか。これは事務局の方から、認証制度にもなるのかどうか、御説明をよろしくお願ひします。

(経営技術課 早乙女副主幹)

経営技術課の早乙女と申します。

GAPの制度の概要でございますけれども、お手元の資料1をご覧になっていらっしゃるかと思ひますが、5ページをめくっていただいて6ページの方にGAPを模式的に示した絵がございます。ここに「PDCAサイクル」と書かせていただいておりますとおり、GAPといいますのは、自分たちが活動する内容、点検する項目などを決めます。それがそのPLANというところでございます。そういったものを決めて農業生産活動の中で適切

にその実行を行う、それがD O。それからチェックシートと呼ばれていますけれども、自分がその行動をきちんと取れたかどうかをチェックする。あるいは今回新たに導入しようとしておりますけれども、客観的な点検も必要だろうということで農場点検をその中で、C H E C Kの中でやっていく。さらに行ったことを検証して、余り忠実に実行できなかったところはどこなのか洗い出しをする。洗い出しをして、次年度に向けて新たな改善策を考えていく、A C T I O N。こういったものを回すということで考えられた仕組みになっております。要は、生産者が自ら自分たちの農業を、G A Pは「よい農業の実践」と直訳できますけれども、そういったことの実現のために自ら行動を起こしてチェックをしながら改善していくということでございます。

ということでございまして、認証を伴うような考え方ではないということがございます。これを繰り返していくということになります。

(石井会長)

ありがとうございました。

増淵委員、いかがでございますか。何か補足はございますか。

(増淵委員)

危害分析とか、そういう観点ではないみたいなのか、よくわからないんですけれども。ある程度G A Pというものが、生産者の顔が見える、あるいは履歴が見える、さらにG A Pで工程管理をしているということが、第三者の認証があるともっと強い売りになるのではないかなというふうに思うんですけれども。これは国の施策との問題もあるのでしょうけど、G A P自体を、自分たちの管理手法ということではなくて、第三者のチェックを入れたらいいんじゃないのかなと個人的には思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

その辺の補足はございますか。

(経営技術課 早乙女副主幹)

G A Pのやり方の一般論的なことを申し上げましたけれども、国内には、ヨーロッパに倣って認証を伴う制度を動かしている団体もございます。J G A P協会、日本G A P協会というところの認証制度があることも申し添えておきます。

まずは、多くの農業者の方にG A Pに取り組んでいただくということの重要性もあるかということもありまして、認証をいきなりということではなくて、取り組みからスタートしていきたいという考え方でございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

これはちょっと分野が似て非なるものなんですけど、製造メーカーなどですとご存じのように、まあ製造メーカーだけではないなんですけど、I S Oですよね。国際標準機構の認証を受けるI S O 1 4 0 0 0シリーズというのが、これは環境問題ですね。9 0 0 0シリーズというのは、これは品質管理の方なんですけど。事業所の場合には、I S Oを取っていくというのが非常にここ数年で急速に普及してきたんですけど、最近ではI S Oを超えたところで自己適合宣言、そういう宣言を自らが行うというのが、今、大手メーカーの方ではかなり普及してきているんですね。それはどういうものかということ、self-declarationと英語で言うんですけど、自己適合。自分がそれに合っているかどうか、自らが宣言するんですね。第三者が認証するというのも大事ですよね。それを超えて、自らそれを宣言するというのもっと責任を、これだけ自分はやっているんだというところで宣言をするという、もう一歩超えたところもあるので。栃木県版の自己適合宣言というところなんかも今

後検討していただけると。やり方というのは、我々いろいろ研究しておりますので、農産物におけるGAPを支援するためにも…これを進めると相当お金がかかりますよね、大山さん。

ですからこういった中で、生産者の御努力に対しても、県でも、それからまた、流通あるいは加工メーカーさんも含めて支援をするというような形で、何らかの形の推進を図れるような。生産者が自己適合宣言をして、それに対して認証評価をしてあげるといふ、そういうような形。メーカーサイドで、最近ここ1・2年で急速にself-declarationというのがはやっておりまして。自ら宣言するという形ですね。そうするともっともっと普及してくる、そういうことにもなるのではないかなと、私は今お聞きして思っただ次第なんですけど。御参考になるかどうか、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、ほかの委員の皆様でございますでしょうか。

はいどうぞ、よろしくお願ひします、小久保委員。

(小久保委員)

今、会長がおっしゃったんですけれども、実は、ISOの22000絡みで農業のGAPに相当する、前提条件プログラムと言っていますけれども、その辺のところの検討がもう始まっているんです。先週もあつたんですが、今月もその委員会を招集して、日本としてこれの対応をしようと。恐らくそれは、いわゆる文書がほとんどshallということで要求事項となっていますので、恐らくISO22000の認証のときにはこれがまたひっかかってくると。ただ石井先生ご承知のようにISO22000、自己宣言ということでできますので、それができましたら非常に応用できるんじゃないかなとは思っています。ただISOですから、これは民間の問題なので、行政が直接かかわってくるかどうかはまだわかりませんが、行政も利用できるんじゃないかとは思っています。

(石井会長)

どうもありがとうございます。大変重要な御指摘をいただきましたので、ここも含めて進めていくと。

増淵委員、どうぞ、よろしくお願ひします。

(増淵委員)

私どもの方も会社の方は、ISO22000を取っていますけれども、中国に行くとISOを知らないんですね。むしろHACCPなんですね。我々の商品にもHACCP表示であれば取引が可能と。ISO22000を取っていますという、こういう表記はいらないうんですね。ですから世の中、国内はいいんですけれども、海外との絡みで見ると、発展途上国の場合にはむしろHACCPだと思うんですね。

(小久保委員)

HACCPなんですけれども、実は畜産の方でも、今恐らく農林水産省もHACCP認証をやっているんじゃないかと思ひますが、その認証のための文章といいますか、そういうものを今検討委員会で作くりつつあるということで。私も乳牛の農場にちょっとかかわっているんですけれども、恐らくそういうものができてくるでしょうけれども。ただ、これもやっぱり認証を取ることよりも食の安全の問題なので、自己宣言、そういうものを見てやっぱり自分の農場の安全を図ると。確かに認証を取ると付加価値がつきますからいいんでしょうけれども、認証を取ることよりも、まず自分たちでやっていただきたい、そういうもので。ただ行政がこういうものを示せば、やっぱり非常に影響力があると思ひますので、そちらもちゃんとやっていただきたいと思ひます。

(石井会長)

ありがとうございます。

両サイドから極めて重要な、特に増淵委員から御意見をいただきました。これも含めて、また事務局でよく精査していただきまして、いろんな形で進められるような施策を展開していただければと思っております。

どうぞ委員の皆様。橋本委員、何かございますか。

(橋本委員)

「基本目標 4、環境に配慮した生産から消費に至る活動」のところで「有機農業の推進」という項目が今回入っているんですけども、「有機農業の推進」と、その次にある「エコ農業を実践する農業者の活動推進」というのは、“エコ農業”と“有機農業”をどういうふうに住み分けて表現されているのかお伺いしたいと思います。

(石井会長)

これはいかがでございますか、事務局の方。

それでは経営技術課、お願いします。

(経営技術課 早乙女副主幹)

30ページと31ページでそのあたりを表現させていただいておりますけれども、30ページの用語の解説のところに「エコ農業とちぎ」という項目で一つ書かせていただきました。エコ農業という言葉そのものは、よその県でも実際には使われているような状況があります。その使われ方といいますのは、化学肥料や農薬を減らした農業、いわゆる環境保全型農業を指してエコ農業と称する県もございます。本県においてはこういった言葉はこれまで使ってきませんでした。そこで新しく組み込んだわけなんですけれども。そこに文章で書かせていただきましたように、従来の環境保全型農業に加えまして、生物多様性の維持・向上やCO₂排出量削減にも配慮した取り組みをエコ農業とするということでございます。

これにつきましては、ご案内のことなんですけれども、今、委員からお話がありました有機農業の件、有機農業の推進につきましては、国が平成18年に推進法をつくりまして、本県においても平成20年に推進計画を策定して進めているところです。また、生物多様性の条約締結国会議でありますとか、気候変動枠組条約締結国会議、これが立て続けに昨年は開かれたところでございまして、まさに世の中の関心がそういったものに向けられている。そういった中で農業においては、これまで以上にそういった環境への貢献が求められているということで、有機農業も含めまして、そういった環境に配慮した農業の総合的な取り組みをエコ農業というふうに位置づけたいと考えておるところです。

ということで、このページのタイトルで「エコ農業と-」という言葉を使わせていただいて、その中に有機農業でありますとか、CO₂排出量削減、生物多様性、そういった概念を盛り込んでいきたい。だから一番広い考え方にエコ農業という表現を使っていきたいと思っております。

(橋本委員)

新しい言葉、エコ農業。エコという言葉を知ると何となくみんないいことだろうというイメージを持つんですけども、新しい言葉をつくることによって、かえって目的があいまいになったりとか、後々その効果を判断するときに本当に効果があったのかというのを判断しにくくなるんじゃないかなという懸念をしています。もしこれが「有機農業を実践する農業者の活動推進」であったり、「有機農業とちぎの推進」で問題がなければ、その方が、有機農業という言葉の方がもう既にあって、結構世の中で皆さんイメージするものがあるので、その方がいいんじゃないかなと個人的には思うんですけども。それが何かできない理由というのがあるんでしょうか。

(石井会長)

いかがでございますか。確かに橋本委員ご指摘のように、エコがつくと何かみんなよさそうですね。ところが、その下以降ずっと、まあほとんどエコですね、これも。環境に配慮した農業施策ということでございますので。そうすると概念が、ほかの具体的な施策が非常にあいまいになるのではないかとというような御指摘なんですけど、その辺はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

(経営技術課 早乙女副主幹)

そういった概念を使うことでの弊害、そういうようなものの、委員ご指摘のような議論も内部ではしたところなんですけれども。有機農業を実践する農業者への支援等も含めて、これまで、先ほどちょっと申しましたように、有機農業推進ということでやってきておりますけれども、県の方としましては有機農業といいますと、かなりレベルの高いものだと考えております。といいますのは、農薬も化学肥料も一切使いませんということですから、そうやってきますと取り組みを行う方の数・面積といったものは、おのずと絞られてきます。そんな中で、やはり環境保全型農業に、それほどレベルの高くないところかもしれないけれども、慣行の農薬の量や肥料の量よりは減らしていくという初歩的な取り組みも含めまして、そういった方々を支援することによって面的な広がり、そういったものも確保できるのではないかとこの考え方がございますので。これまでもそうだったんですけれども、減化学肥料・減農薬栽培に取り組まれる方にも支援をしていかなければいけないと。そんな中で一言でそういった取り組みを、レベルの違いはありますけれども、行っていく方々を総称してエコ農業に取り組まれる方という表現にさせていただいております。委員ご指摘のような弊害が起こらないように、それぞれの分野ごとにきちんとした的確な対応策・支援策を考えてまいりたいとは考えております。よろしく申し上げます。

(石井会長)

高橋委員、大変恐縮ですけどJ A中央会さんでもほとんど今、環境配慮というのがもう前提ですね、エコ農業。ですから、そういう中でもうみんなやっているよという。具体的な施策になるとまた別々の問題なんだろうけど、こういう形で農業生産者の方々はわかりやすいんですかね。その辺いかがでございますか。

(高橋委員)

有機農業をやる方は本当にもうレベルの高い農業を、化学肥料も使わず、農薬も使わずということで、そういう農業をやっている方は当然いらっしゃいますけれども。今、一般的に集落営農とかそういう場では、ここで言う特別栽培のような、半分ぐらいを目標にした農業をぜひ進めていきたいということで、例えば害虫が寄りつかないように畦畔に植物を植えたり、そういういろんな工夫をしながらできるだけ農薬とか化学肥料を…全然使わないわけにはいきませんのである程度、半分ぐらいにまでレベルを落としてやるような取り組みはあちこちで進められております。

ですから、J Aグループとしましては先ほど説明がありましたとおり、G A Pについては、今度2月9日だったと思いますがG A P推進大会をやりまして、とにかくまだまだ多くの生産者まで、G A Pの考え方が浸透していませんので、そういう取り組みをしながら段々レベルを上げていくと、こういうことが現実的ではないかと思うんですね。したがって、そこへ有機農業と入りますとなかなか難しいかなと、こういう感じがいたします。

(石井会長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(糸川農政部次長)

農政部の方から若干お答えします。

委員の皆さんの中にも農業審議会の方に入っている方が何人かいらっしゃいまして、そちらの方でも今、農業振興計画の新しいものをつくっておりますが、そちらでもエコ農業という言葉を使用しております。今までもエコファーマーということで、エコという結構大きい言葉を網羅するような形で現実に我々は使っており、こちらの計画が環境というところを今回新たに入れたこともあり、恐らく珍しい言葉として聞き取ったことと思われませんが、農業関係の方ではエコという言葉は、数年前からエコファーマーという言葉で使っておりました。先ほど担当が言ったように、大きい概念の中に特別栽培農産物とか、あるいは有機農産物だとか、HACCPのこととか、いろいろそういうのがあるんだということで、これからは「エコ農業」という宣言的なことで栃木県としてやろうじゃないかと、農業振興計画の方でも考えておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

(石井会長)

ありがとうございました。

そうすると今、農政部次長さんのお話ですと、要するにこれはミッションみたいなものですね、栃木県農業の。そうすると30ページの「(1)環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進」と、これは括弧でくくっておりますので、次の網かけのところに「環境への負荷の軽減に配慮し、環境と調和のとれた“エコ農業とちぎ”の生産を推進します」とかいうことで。用語解説の中に同じレベルで入っちゃうと、ほかのいろんな取り組みとone-of-themになってしまうような感じがしますので、ここから取り除いて。説明するんでしたら、網かけのところにに入れておいた方が。栃木農業のエコというのは、農政部のミッションだよというぐらいの重要な形で、概念でよろしいんですかね、次長さん。いいですか。

じゃあまた事務局でも若干対応の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

どうぞ、ほかに。お願ひします。

(久保委員)

基本目標3なんですが、ページは27ページ。「食育の普及啓発」、それと「地産地消運動の展開」の下のところに指標がありまして、現在食育を実践している人が45.4%で、意識しているけれども実践はしていないというところは44%、合わせると90%に近い数字になるんですけども、27年度の目標の指標として60というふうにあります。実際に実践している人はもう45%いるわけで、それ以外に「意識はしている」という方が44%ある中で、60%を指標した意図と。

そういうことに関して、私たち栄養士会としてもとても気になるところで、食品の安全等での過大評価、それから過小評価というものも多分世の中にはまだまだあると思ひますので、その辺の正しい方向を私たちも皆さんにお伝えしていきたいというところでは、もうちょっと目標を高くしていただけるとそれに向かって。それが実現する・しないは別としても、その高い目標に向かっていきたいなという思ひもありますので、その辺をちょっとお伺ひしたいんですが。

(石井会長)

ありがとうございます。

この目標値60%、それではお願ひします。

(農政課 角田課長補佐)

農政課で食育・地産地消を担当しております角田です。よろしくお願ひいたします。

現在、食育につきましては、次期の食育推進計画ということで検討中でございます。

60%ということで数値目標が低いのではないかと御意見をいただいたところですが、食育については、認知度は高まってきておりますが、次期計画では実践度合いを高めるということで計画を立てているところです。今現在パブリック・コメントも実施しておりますので、今いただいた意見等を踏まえまして今後、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

さらに御検討いただけるということでございますので、久保委員、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

どうぞ、委員の皆様。長尾先生、どうぞ。

(長尾委員)

2点確認したいんですけれども、これは県の会議なので、たびたび統計の数字なんかでよく出てくるんですが、例えば13ページの食中毒の統計の数字、必ず宇都宮市を除くというふうな形で出てきて。行政体が異なるということは十分わかるんですけれども、県の会議なので、除かないでこういった統計の数字を栃木県全体で出せるような連携は取れないのかということ。

あわせてこういった取り組みが、もちろん他の自治体との連携ということもこの中にうたわれていますので、十分に宇都宮市との連携というのは取っていると思うんですけれども、その辺の取り組みの進め方ですとか、あるいはリスク・危機管理のときの協力体制など、そういったものについて確認させていただきたいんですけれども。

(石井会長)

ありがとうございます。

いかがでございましょうか、事務局の方。

(生活衛生課 八木沢副主幹)

生活衛生課の八木沢でございます。

まず食中毒統計の部分ですけれども、今、委員の方からも御指摘がありました自治体の区割りということで、まさに統計上の都合ということでこういう形で掲載している状況でございます。

実際に食中毒に限らず食品に係る事件・事故等を探知した場合には、当然その施設なり関係者がそれぞれの自治体にいらっしゃれば連携を密にして原因究明なり、あるいは再発防止に取り組んでいるという状況でございます。これは近隣自治体だけではなくいろんな問題関係自治体、あるいは厚生労働省等々と連携して対応している状況でありまして、それについては引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

それと、ここの食中毒のグラフですけれども、これについては今、委員から御指摘いただいた部分をまた今後、事務局の方で検討させていただきたいと思っております。

(長尾委員)

これは一つの例として出していますので、もちろんこの部分について改善していただければより参考になる数字になるんですけれども。前におっしゃったような幅広いベースの部分、もちろんこの仕事に限らず宇都宮市との連携というのは広く進めているとは思いますが、やはり市の窓口では、県の方の担当者に連絡してくださいというふうな形で門前払いをしたり、あるいは逆のケースがあるというふうなことをやっぱり時々聞くんですよね。ですから、少なくともこういった面に関してそういったことがないように密に連携を取っていただければありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。

(生活衛生課 小野塚課長)

補足説明ということでさせていただきたいんですが、宇都宮市と連携というのは、宇都宮市が中核市になって所管する法律が県と一緒になったときから、既に一緒に連携を図って進めてきているつもりでございますが、委員の先生が今おっしゃっている意見というのは、先生のみならずほかの先生方からもお聞きしていますし、ときには県民・市民の方からも聞いています。我々としては、行政に当たっては区域はないと考えていますので、その辺は引き続き徹底していきたいと思っています。

最初の13ページのグラフでございますが、これは県と宇都宮市は行政区域が別でございますので、これは宇都宮市を除いた栃木県のものですよということで表現させていただきましたということで、御理解いただければありがたいなと思います。

(長尾委員)

私も含めて、ここに同席している人たちは皆その点については理解できるんですけども、一般の市民の人たちがパッと見たときに、その区別がわかりづらい部分というのはあると思うんですよね。その点について、資料を含めて色々な取り組み、配慮していただければということで。十分普段から意識していると思うんですけども、改めて一言述べさせていただきます。

(生活衛生課 小野塚課長)

わかりました。一般県民の皆様、宇都宮市民、ほかの県民の方が一目瞭然にわかるような表現の仕方ということで検討させていただきたいと思います。

(長尾委員)

もう一点いいですか、すみません。

農林水産省が農村や山村地域の活性化ということで、例えば一次産業の6次化というふうなものを最近進めていると思うんですよね。平成23年度からは積極的に地域に6次産業推進プランナーのようなものの人材を育成するんだというようなことをうたっています。栃木県の場合には一次産業が非常に盛んなので、この会議の守備範囲の一つになっていくんじゃないかと私は考えるんですが、この中にはそうした今の農水省の方向性というのは少し見えてこないんですけれども、こことは別などこかで議論しているとしたらその辺もちょっと紹介していただきたいなと思うんですけど。あるいはこの中でやるべきことだったら今後ぜひ取り組んでいってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

(石井会長)

いかがでございますでしょうか。6次産業化、よく最近聞きますので。

それじゃあ農政部次長さん、お願いします。

(糸川農政部次長)

先ほども申しましたように、今ちょうど新しい農業振興計画を策定しようとしているところでございまして、その中で、国の方の施策の農業の6次産業化といったことを我が県も同じように進めるということで、農業をただ生産するというだけでなく価値を高めるという意味、あるいは農家の所得を高める、あるいはフードバレーということで食品産業との連携を深める、いろんなことを含めて6次産業化については、そちらの方の計画でかなり網羅しています。この「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の中では、食の安全・安心に注意して6次産業化もやっていくという、そういう趣旨になってくるんじゃないかなと私は思っていますけれども。農業の6次産業化ということは、農業振興計画の方で定めようと今しておりますので、よろしくをお願いします。

(長尾委員)

一次産業と二次加工・流通とのボーダレスと言うんですかね、そういったものが6次産

業の一つの、要は1足す2足す3ですよ、そういったものがうたわれていると思うんですよ。ですから、そういったもの、農水省は県だとか、あるいはJAの中央会などとの人材の交流だとかをベースにして地方で根づかせようというような取り組みをうたっていますけれども、こういう中にも、そういった取り組みに対する支援だとか、そういったことを幅広く県民の人たちに理解してもらい、言葉がひとり歩きしないような、そういったものを進めていく必要があるのかなど。農水省の動きを見ていくと、すごくそんな気がするんですよ。その辺をぜひ県としてもよろしくお願いします。

(糸川農政部次長)

そういうところを留意してやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(石井会長)

どうぞ。

(経済流通課 杉本マーケティング対策班長)

経済流通課の杉本と申します。

農商工連携でありますとか、今、委員がおっしゃったとおりの6次産業化でございますけれども、農業者と例えば製造業者とのマッチングといいますか、連携とか、そういうことがあったり、あるいは農業者自身が食品製造を始めるといったときには、食品製造の分野については食品衛生法の対象というようなこととなりますので、その場合は例えばでございますけれども、13ページに書いてあるような食品自主衛生管理の施策の対象になってくるのかなど。一方では農業者という面を持っていますけれども、片方では製造業者という側面も持ってくると。そちらの場合は13ページの方の対象でカバーされるといいますか、そのようなことで御理解いただければなと思っております。

ただ今、委員の御指摘にありましたように、6次産業化の部分で私ども事務局サイドで失念していた部分がございますので、ここの計画の中でどのように表現できるかというのは、ちょっと預らせていただいてよろしいでしょうか。先ほど、農政部次長が申し上げましたように6次産業化なり、農商工連携の取り組みの支援につきましては、農業振興計画の方で別途具体的な施策の展開は書いてございます。そこには食品衛生の管理というような表現もございましたけれども、それとこちらの整合性をもう一度、調整させていただければと思います。よろしくお願いたします。

(石井会長)

ありがとうございました。

これも物流の方では、早くから製販一体のロジスティクスという言葉、よくアメリカの方では使っていて。生産から販売まで一体的にやっていくという。生産・加工・流通、それから販売、そのブリッジをそれぞれが一体的に一つのシステムでやっていくという、そういったところが普及していますので、そういう中で今12ページ・13ページの中にあります、やはりこういう製販一体の安全と信頼性の確保の中で、法律とか、それからまた施策、いろんな規制ですね、こういったものを加味したようなトータルプランナー、トータルコーディネーターが、要するにリスクコミュニケーションをしっかりと推進できる、そういう方だと思っております。ただそれがやはりこの分野には、ちょっとまだ遅れているんですね。ですから、今の長尾先生の御指摘のようにその辺もやはり栃木県版が、この基本計画がやっぱり全国に先駆けて見本になるようなものにするためにはそういった視点も必要だと、今のお話を聞いていて思った次第でございます。

どうぞ、今委員。

(今委員)

基本目標6の「畜産に関する試験研究の推進」の中で家畜伝染病の迅速診断法の研究開

発とありますけれども、これは待ったなしのことだと思うんですね。宮崎県の口蹄疫を見ましても本当に大変なことが、発生するのがいつ栃木県に入ってくるかわからないというところでありますので、これは本当に急いでほしいことだと思います。これがもし起きた場合に、やはり畜産農家にとって一番恐ろしいのは風評被害なんですね。そういうものが防げるように正しく理解できるような、そういう説明といいますか、消費者の皆さんに伝わるような説明も必要だと思います。

それと、うちでも酪農業をしているものですから、体験の受け入れをしているんですね。それと家畜伝染病というのが意外に関係がありまして。受け入れをして消費者に理解してほしいという反面、どういう方が見えるかわからないというところで恐れもあるんですね。最近、去年の宮崎県の口蹄疫のときには、ほとんどお断りしました。どういうもので病気が入ってくるかわからないということで、大変不安があったものですからお断りしたんですが、本当に心ある消費者の方だと、こういう時期ですけれどもいかがですか、せっかく那須の方に行くのでぜひ酪農家に入って体験してみたいというお話をいただくんですが、大変申しわけないんですがということでお断りしたんですが、また受け入れを始めていますので。始めたらまた今度、鳥インフルエンザとか、怖い伝染病がどんどん入ってくるということで不安がありますので、ぜひそういう面の取り組みに力を入れていただきたいと思えます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

今、去年から直面している課題で、また鳥インフルエンザの問題も発生しております。この辺で具体的なところの安全対策・安心対策というのはもちろん県ご当局さまさまざまな形でやっただいていただいているんですけど、今委員のお話のように風評被害ですね。これはやはり怖いんですね。ですからそういう情報のコントロールですね、こういったものについてもやはりどういう形で対策・対応をやっていくのか、この辺ももし事務局の方でありましたら。

どうぞ畜産振興課長、お願いします。

(畜産振興課 大根田課長)

今委員から現場の非常に貴重な御意見ということで、試験研究あるいは検査の迅速さ、これは一番大事なんだと、私どもの代弁をしていただいているようで感謝申し上げます。あと、ほかの委員の先生方も今委員の現実をわかったのではないかと考えています。口蹄疫それから鳥インフルエンザについてですけれども、実は家畜の分野におきましては昔から疾病というものは表裏一体でございまして、今に始まったものではない。ただ今回は報道とかが口蹄疫・鳥インフルエンザ、そして韓国の状況、世界の状況をつぶさにお茶の間まで報道しているの、本当に怖い世界、あるいは逆に我々日本がどれだけ防疫に対して力を入れているかというのを御理解いただいているんだと思います。

つい昔までは風評被害はほとんどなかったんですけども、ここに来て一般消費者の方々もこういった報道で皆さん理解を示していただけるようになりましたので、我々にとってはいま一度そういう意識を高めていただきたいというふうに思っています。県としまして、風評被害の防止対策として、出前講座などがございます。例えば宇都宮市など、皆さん集めてお話しするので口蹄疫のことについてお話しいただきませんかみたいな問い合わせは増えてきております。そういうところにはどんどん行っていますので、これを機会に風評被害あるいは家畜の伝染病ということについて理解を深めていただきたいと思えます。今委員、本当にありがとうございました。

(石井会長)

あと農業体験者の受け入れですね。これは心配ですね。ですからきちっと。どういうふうにやったらいいのかわかりませんが、足を洗う、靴を洗うぐらいじゃどうしようもないですね。その辺はどうなんですか。

(今委員)

宮崎の口蹄疫のときに、消毒の薬とかが全部宮崎の方に行ってしまったもうないんだよという話が出て、ちょっと入手が遅れたりしたんですが、その後は町とか畜産関係の団体の方からも消毒液がどんどん入ってきました。それを使って牧場に入る前に、本当にわかっている団体の方は、車のタイヤから全部消毒して牧場に入ってくるという状態をつくってくれるまでに理解はいただいているんですが。一番怖いのはやっぱり観光に訪れた方が、その前にどこに行ってきたかわからないというところがちょっと怖くて。韓国の方へ旅行に行った人は絶対に受け入れないように、とか言われてもわからないですからね。だからそういうところがちょっと不安だったわけなんです。

ただ体験の受け入れというのは、基本目標5ですか、ありましたけれども、それはやっぱり生産者というか生産地というか、そういうものを理解していただく上では非常に重要なことだと思いますので、本当に県を挙げて取り組んでいただきたいと思います。酪農関係では中央の方で、中央酪農会議というところで教育ファームとか地域交流牧場連絡会とかをつくってありまして、そこにうちは加入しているものですからどんどん受け入れが。自分たちも認証を受けている以上、勉強しながら受け入れているんですが、そういう形もできていますので、県の方でもただ受け入れだけじゃなくて、受け入れ側に対する指導や勉強会なんかもあってもいいのではないかなと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。

ぜひそういう勉強会とか、受け入れ体制の方もお願いしたいと思います。

ではちょっと中村副会長に。

(中村副会長)

昨年の宮崎県の口蹄疫の話、5月のゴールデンウィークの前から始まりましたが。最初はそういうことが世の中で起こっているんだということで、私はマスコミ等を通じて見ていたんですが、農林水産省の口蹄疫対策検証委員会の委員にさせられまして、8月5日から11月24日まで4ヵ月弱の間に17回の会議がありまして大変でした。

国の委員会ではどうして発生したのか、あるいは発生初期にどうして抑えられなかったのか、そこを非常に問題にしたんですね。

そういう中で何が問題だったかという、やはり一つは農場の予防対策というのがほとんどできていなかったし、資料1の5ページに「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守」というようなことがありますけれども、こういったところがほとんどある意味で守られていなかったような状況がございました。そういう意味ではぜひ栃木県ではやはりこういったところをきちんと生産者の方々、あるいは生産者団体の方でも御指導いただいて。それからやっぱり農政部の方に向かって言っていますけれども、その辺のところの御指導をいただいて。

実は私は個人的には、口蹄疫とかインフルエンザ、もうウイルスが入ってくるのはしようがないと思っています。というのは一昨年新型インフルエンザで皆さん方もおわかりのように、あれは感染経路は明らかなんだけれども、最初はできるだけ入れないようにやっていたけど、無理だったわけですね。ましていわんや口蹄疫というのはどういう感染経路か、いろいろ言われていますけれども実際はよくわかっていないところがある。

これが入ってくるのを阻止しようというのは無理なので、たとえ国内に入ってきてもうちの農場には入れませんというようなきちんとしたものをつくっていただきたいなと思っていますし、そういう意味では一番最初に議論がありましたGAPの話についてもこれは全く同じことで、これをやっているから安全ですということにはならないと思うんですけれども、でもこれすらできなかつたら、やっぱり変なのが出てもしようがないよねというようなことがあると思うんですよね。その辺のところは、ぜひきちっとやっていただきたいなと思っていますし、うちの県の農政部はきちんとできていると確信しておりますので、引き続きぜひよろしく願いいたします。以上です。

(石井会長)

どうも副会長ありがとうございました。

そういう状況の中でさらなる対策、防疫、こういったところをお進めいただければ大変ありがたいというふうに思っております。よろしく願いしたいと思います

ほかにございますか。

どうぞ、大山委員。

(大山委員)

私の方から相互理解ということで、基本目標5ですか、この辺でいろいろ今は体験学習とかそういうものが、今委員の方からお話がありましたように、大分進んできております。そういう中で先ほど委員の方からも質問があったと思うんですけれども、意外と、例えば有機農業とか、用語集にありますように比較的今の農業の取り組みというのが非常に複雑に表現されている部分があるのかなど。我々、生産現場でもいろいろそういう面では戸惑う部分がいっぱいありますし、できるだけお互いに理解をして、農業現場と消費者が理解をして、お互いに考えていることが相互に、交互にうまく伝わるような仕組みを。非常にこれからはもっとわかりやすいような表現、あるいは先ほどもありましたようにエコ農業とか、あるいは有機農業とか、そういうものがもっと表現でわかりやすいような表現、お互いに、そういう形をもっと整理できないかなど、常日ごろ私なんかは思っています。実際の現場としても、じゃあ一体何を組み込んでいったらいいんだというわかりにくさもありますし、消費者にこういう体験学習の中で説明していてもなかなか理解してもらえないということがあつたものですから、その辺はどんなふうに今後取り扱ったらいいか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

(石井会長)

ありがとうございました。

いかがでございますか。

(大山委員)

どうしても行政で考えるのはなかなかいろいろ難しい、わかりにくいという表現が非常に多いものですから、もっと現場でも、体験学習とかそういうところでお話するときももっとわかりやすい、何かきちんとした流れができていけば非常にやりやすいなと思っていますものから。

(石井会長)

もう少し現場サイドでもわかりやすくということがやはり大事だと思うんですけど、その辺の工夫ですね。

(経営技術課 早乙女副主幹)

まず生産者の皆さん方からのおしかりという形だったと思うんですけれども、環境保全型農業を進めるに当たってもいろんな概念がある。例えば人づくりの中では、先ほど出ましたエコファーマーという概念、施策があります。それから化学農薬を減らす施策では、

いわゆるIPMといって総合的にマネジメントしようという考えなんですけれども、色々あって農業者の方もわかりにくいということがありました。私どもその反省を踏まえまして、農業者の方々の取り組みに対してどういうふうに働きかけをすればいいのかということで考えたときに、やはりGAPという概念が、その中に環境負荷を軽減する取り組みという大きな柱がございます。ですからIPMにしても、肥料のやり方にしても、GAPの中の一つ一つのチェック項目、これの中に環境配慮の項目が入るわけですから、農業者の方に対しましてはGAPを進めることで、あれもこれもじゃなくてGAPだけ一生懸命取り組みましょうということを進めることで環境への負荷を下げている、そういうような方向でできないかというふうに考えています。

それから一方で、消費者の方に対して、そういう取り組みがやはり見えにくいという御指摘がございます。やはり農業者の方が取り組むモチベーションにもかかわってくるかと思えます。消費者の方からしっかり評価されて、環境への配慮をしている農業者であるということが、より伝わりやすいようにしていかなければいけないということで。大山委員からも御指摘がありましたけれども、そういった環境に配慮した農業についての消費者の理解促進ということでは、一つ項目を挙げさせていただいたところなんですけれども、整理しながら中身の高度化を図っていくという。その中で有機農業ですとか、オーガニックといった言葉、こういった言葉はまた市場性があるといえますか、いろいろ消費者の方もそういう言葉に触れる機会も増えております。そんな中で、また新しい言葉をつくってどうなんだというのはあるんですけれども、その辺の整理がされて、今後そういうのをして消費者の方、あるいは生産に携わる方の両方に迷いが生じないように、進めていきたいと考えています。

(大山委員)

実際には生産現場の中では、今お話にも出ていますようにGAPの取り組みとか農場開放とか、いろんな面での取り組みを実際にはやっているんですけれども、なかなか用語の問題とか色々なもので複雑になってきて、なかなか消費者に現場のことがストレートに伝わっていかないという部分があるかと思えます。そういう面ではもっともっと、ここにありますような相互理解ですよ、ぜひそういう面でもっとわかりやすいような仕組みづくりをぜひお願いしたいと思えます。これはお願いです。

(石井会長)

ありがとうございました。

先ほどの御説明の中でやっぱり農業者の皆さん、消費者の皆さん、それぞれの段階が、流通段階もありますけど、モチベーションをいかに高められるかという御説明がありました。大変重要なところを御指摘いただきました。やはりみんなが具体的に安心・安全・信頼性を確保していくところでモチベーションを高めて、なおかつそれが最終的に生産者の利益にもなるし、流通段階の利益にもなるし、消費者の利益にもなるんだと。特に生産現場でやはりもっと付加価値をつけられるように。例えば有機農業をする、これは大山委員がもう以前から、これだけ努力してなおかつコストがかかっているのに評価は同じだと。むしろいっぱいつくった方が大量生産で収益を大きくしてしまうというようなことをいつも私なんかも教えていただいていたんですけど、もっと農業者の皆さんが利益を得られるような、そういう付加価値を高められるような食の安全・安心・信頼性というものができるビジネスモデルを何とかこれからつくっていきなさいと、毎回委員の皆様のお話を聞いていて痛切に感じるところなんです。ですから、それはぜひこれからの本推進会議の極めて重要な命題にもなりますので、そこも含めながらまた御議論、そして推進施策をみんなで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかに委員、はい、どうぞ。

(小川委員)

今までいろんなお話を伺いながら非常に感じるんですけども、ここに先ほど議論が幾つか出ましたけれども、「エコ農業とちぎ」という言葉に対してちょっとわかりづらいというか、有機農業との関係とか、いろんな言葉があったと思うんですが。

私は栃木の農業品というのは、日本の中でもいろんな意味でのエコな食品じゃないかと思うんです。品質もいいし。残念なことに、割りとそういう物が中央市場に行ってしまうと、私たち消費者が買う物は、安い物を選ぼうとすると県外の物がスーパーに並んでいるんですね。それが非常に悔しいというか残念なんです。欲しいと思って栃木産の何々をと注文すると築地から取り寄せるような形になるのが現実で、それがとても何か県民にとっていいのかなという思いが非常にあります。

私は「エコ農業とちぎ」という言葉をもっともっと前面に打ち出してきて、これには有機も入るし、すべての物で本当のエコ。ただ有機栽培だけで農業が成り立つわけがないと私は思います。自分でやっぱり2株・3株のブロッコリーなんかをつくってみると、本当にどうやったらこういう人は生産ができるんだろうと思うぐらい虫だらけになってしまう。となると、ちょうどいい具合の、というのがやはりエコじゃないかと、いろんな経済面を含めてのエコ。そういうことを、栃木の農業はエコ農業だということを、いろんなすべての言葉を含めて、GAPも何も含めてエコとちぎというものを前面に出してきて、栃木の野菜は安全で安心、畜産物も安全で安心。今までかつてそういう事件が起きていない栃木県の農業を、こういう言葉の中から発信していけたらいいんじゃないかなと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。

ぜひ先ほどの農政部長のミッションの「エコ農業とちぎ」、これを前面に打ち出して。農業振興計画の中でも出しているんですけど、「食の安心・安全・信頼性の確保に関する基本計画」の中でもぜひ打ち出していただければと思っております。

それでは鈴木委員どうぞ。

(鈴木委員)

先ほどのエコ農業の件で、同じなんですけれども。実際に事業所とかレストランとか、献立に関わっているんですけど、現場で実際に県産品のメニューを出すと、間違いなく20%ぐらい売上がアップするんですね。というのは、消費者の方が本当に県産品の物を食べたい、求めているという証拠になると思うんですね。実際同じメニューで県産品どこどこ産というふうに掲示した日と掲示しない日とで比べてみると、やはり20%弱というのがはっきり。あと有機と書いた物と書かない物とでは、やはりお客様への売れというものが全然変わってきていますので、これを広めていっていただきまして、栃木県の県産品をどんどん消費者の方に食べていただけたらと思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

ぜひそういう形で県産品を大いにPRして入れていきたいと思います。

まだまだあると思っておりますけど、次の審議事項イもごございますので、また引き続き全体討議の時間もごございますので、そこでまたいろいろお話を賜りたいと思っております。

今までいただきました事務局におかれましては、各委員の皆様からいただきました貴重なご意見・ご提言を行政に反映していただき、これから5年間の基本計画案の最終的な取りまとめに生かしていただければ大変ありがたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは審議事項イの「平成23年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）」につきまして、御説明をお願いいたします

（生活衛生課 八木沢副主幹）

生活衛生課食品衛生担当の八木沢でございます。

資料はナンバーの4をご覧くださいと思います。この計画案につきましては、明日2月1日から1ヵ月間、パブリック・コメントを実施することとしております。今回は私の方からは今年度計画をもとに修正を加えた場所を中心に説明させていただきまして、委員の皆様からの御意見を頂戴して計画に反映してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

早速1ページをご覧くださいと思います。この計画の「趣旨」ですけれども、食品等の安全性を確保し県民の健康保護を図るため、食品衛生法に基づき、年度ごとに策定しているものでございます。内容につきましては、基本計画と整合性を図りながら県が実施します監視指導とか食品検査、あるいは自主衛生管理の推進などにつきまして、本県の実情を踏まえて効果的に行うために、基本的な方向性とか重点的に実施すべき項目等について定めるものでございます。

次に「第3、監視指導等の実施体制及び関係機関との連携に関する事項」で「1、監視指導の実施体制」につきましては、これまでと同様、食品衛生法に基づく営業許可施設等については実施機関が県内9ヵ所にあります健康福祉センターで実施するほか、と畜場法と食品衛生法に基づく監視指導につきましては、県内2ヵ所あります食肉衛生検査所で実施してまいります。

また「試験検査」につきましては、保健環境センターをはじめ、次のページになりますけれども、県内5ヵ所の各広域健康福祉センターと食肉衛生検査所で実施してまいります。さらに、これらの試験検査実施機関におきましては、業務管理の実施によりまして試験検査の信頼性確保に努めていくこととしております。

次に「3、関係機関との連携確保に関する事項」でございます。昨今の食に関する様々な問題に対応するためには、先ほど長尾委員からの御指摘がありましたけれども、関係機関との連携がますます重要になってきておりますので、引き続き庁内関係部局はもちろん、厚生労働省、消費者庁など国の関係機関、またほかの都道府県等と密接に連携していきたいと考えております。

次に3ページに移りまして、「第4、監視指導の実施に関する事項」でございます。まず健康福祉センターにおきましては、営業施設等への立入検査につきましては、これまでと同様、監視指導の重要度によりまして、年間立入予定回数をこの表にお示ししたとおりABCDEの5つの区分に分類しまして実施することとしております。

具体的には10ページの別表1をご覧くださいと思います。この表はAからEの区分ごとに対象施設、施設の概数、監視計画数を整理したものでございます。対象施設につきましては、食品衛生法などに基づく許可業種、例えば飲食店営業とか各種製造業、各種販売業がありますが、このほか県の条例に基づきます届出施設等について業種ごとあるいは施設の規模などによって分類しているものでございます。ちなみに施設概数といたしましては、合計で37,570施設、監視計画数は13,510件で計画してしております。

もう一度3ページに戻っていただきたいと思います。今回追加した部分といたしまして、このページの中段になりますけれども、先ほどの別表1では県全体として共通したランク分けを整理しているんですけれども、それぞれの健康福祉センターにおきましては、年間立入予定回数を基礎といたしまして、同一業種であってもさらに取り扱う食品の特性とか、流通の広域性等を勘案してそれぞれのセンターごとに立ち入り回数を調整するなど

して、より効果的な監視指導に務めたいと考えております。この部分につきましては、これまで実際に現場でやっていたものを改めてこの計画に明記したものでございます。

次に、その下の食肉衛生検査所のところですが、それぞれの検査所で所管しますと畜場、食鳥処理場への立入検査につきまして、それぞれの施設の実態に応じて定めます年間監視計画とか監視マニュアルに基づきまして、効果的に監視指導を務めることとしております。

次に4ページをお開きいただきたいと思っております。「3、重点監視指導事項」でございます。今年度と同様ですが、ノロウイルスを初めとした食中毒予防対策のほか、次のページの(2)になりますが「期限表示」、それと「アレルギー物質に関する表示」、それとその下(3)で原材料や製品の仕入れ元、出荷先等についての記録の作成と保存、これらについて、今年度に引き続いて重点的に監視指導を実施してまいりたいと考えております。

またその下の「4、その他の監視指導事項」ですが、ことし11月ですが第24回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク“エコとちぎ”2011」の開催が予定されております。こうした大規模イベント等の開催に当たりますと、県外から多数の関係者が本県を訪れますので、開催県の努めといたしまして食品を提供する関連施設に対しましては監視を行いまして、食品衛生上の被害防止に努めたいと考えております。

次に6ページをごらんいただきたいと思っております。「第5、食品等の検査に関する事項」です。県内で生産・製造・加工、または販売される食品等を対象にいたしまして法に基づく規格基準等の検査を初め、各種試験検査を実施しまして食品等の安全・安心の確保を図りたいと考えております。

具体的な試験検査の内容ですが、資料は12ページをご覧いただきたいと思っております。別表3になります。それぞれの検体数ですが、まず法で定める規格基準の検査、これにつきましては、12ページの下2の表の牛乳類・生乳も含めまして、合計で3,245検体、次のページの有害物質・汚染物質検査が415検体、その下4のその他の食品検査の110検体で、合計で3,770検体を予定しております。この計画の策定に当たりますと、昨年度の検査結果、試験の結果を参考にしまして、違反の多かった品目を中心に検体数をふやすというような形で調整しております。また残留農薬の検査につきましては、昨年度は幸いにして違反事例はありませんでしたが、県内の農産物の安全性を確保するという意味で検体数をふやして実施することとしております。

次に、この検査あるいは施設の立入検査におきまして違反を発見した場合ですが、資料は6ページに戻っていただきまして、法令等に違反する施設あるいは食品を発見した場合ですが、これまでと同様に危害の拡大防止、さらには再発防止を目的としまして営業者等に対し施設の改善、あるいは当該食品の回収等の指導、あるいは必要に応じて法に基づく行政処分を命じることとしております。

次に7ページの「第8、公表に関する事項」でございます。まずこの計画の実施状況につきましては、来年の6月末までに公表することとしております。また法違反事例などにつきましては、違反の内容が軽微なものを除きまして、これもこれまでと同様ですが、食品衛生上の危害の拡大防止などの注意喚起を目的として公表することとしております。

次に8ページをごらんください。8ページの「第10、食品等事業者の自主衛生管理の実施に関する事項」でございます。食品の安全性を確保するには、私どもが実施します監視指導あるいは食品検査を効果的に実施するというのは当然のことなんですけれども、さらに食品等事業者の方々が自主的に衛生管理を徹底していただくというのも、同じように

重要だと考えております。そういったことで引き続き、食品衛生推進制度の充実・強化などによりまして、食品等事業者の自主衛生管理を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。時間が押されているところで、的確に御説明いただきまして本当にありがとうございました。

それでは若干ですが、まだ時間はございますので、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

はいどうぞ、竹内委員。

(竹内委員)

2ページなんですけど、「関係機関との連携確保に関する事項」のところ、消費者庁との密接な連携を図るといふことがあるんですけど、厚労省、それから食品安全委員会からの情報問題というのは、今回ポストハーベストの問題についても、基準がまたイチジクなんかの問題についてはポストハーベストが新しく出たというような感じもございまして、そういうことを消費者にやっぱり流していただくということもすごく大切ですし、県としても情報を早く取っていただきたいと思ひます。それに伴う表示問題も出てまいりますのでよろしくお願ひいたします。

それから、5ページのアレルギー物質に関する表示なんですけれども、若い方がすごく悩んでらっしゃることは、表示に出ていない物も入っている場合がありますよね、量によって違いますから。そういうことについて非常にお困りであると。どこに相談したらいいのかということが全くわからない。アレルギー問題は、すごく神経質になられる方も多いものですから、ぜひ県としてもアレルギーに関する、ささいなことでも相談受けますよというようなところがあると、すごくありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

事務局の方で御説明、特にアレルギーへの相談ですね、こういうものについてはどこのセンターとか、部署は決められておられますか。

(生活衛生課 小野塚課長)

1つ目の竹内委員の方から御指摘いただきました食品安全委員会との連携ということで、内閣府との連携というのは当然図らせていただくということで進めていますし、今後も引き続き粘り強い連携を図っていきたくて思ひます。

2つ目のアレルギーについてですけれども、当然食に関わるものについては、まず第一義的には、私ども健康福祉センター、保健所機能を持っている所管のところ、対応させていただきますということに加えて、当然生体的な体のことについては保健所内の保健師とか、あるいは医師に御相談していただくと。さらには病院等の先生方の御診断を仰いでいただくということで指導を現在図っているところでございまして、今後も引き続きその体制を堅持していきたくて思ひます。

(石井会長)

竹内委員、いかがでございますか。

(竹内委員)

食品表示の問題で、アレルギーのある方たちは困っていると。決まったものは書いてあるけれども、それ以外の物については表示義務がないわけですから、努力義務がありますけれども。そういうことに対して非常に困ってらっしゃるわけですから、若い方たちが。ですから、そういうことに対して気軽に相談できる場所であったり、それから県でしたら広報

していただく、ここで相談くださいよというようなことをどこかに、県の広報でもいいですから、そういう形で載せていただくと若い方たちの目にもとまりますし。ホームページでもいいですから、そういう情報提供をしていただきたいと思います。

(石井会長)

課長、お願いします。

(生活衛生課 小野塚課長)

まずもって食品に、こういう食品はこういう物でというふうな、いわゆるリスクコミュニケーション、委員のところとも色々連携を図ってやらせていただいていますけれども、そういったことでリスクコミュニケーション、意見交換会というものを消費者の方々、特に特化した若い奥様方といった方々との意見交換会の開催というものをやっていく必要があるかなと思います。合わせて委員の方に御指摘いただきました、こういう食品についてはこういう物の含有も考えられますというふうな啓発も進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

(石井会長)

よろしゅうございますか。

一番今相談件数が多いのは、特商法に基づくものは、全国の消費生活センターなどにたくさん来ていますよね。そこまで行かなくても、そこには専門相談員の方々も、そういう専門家の職員というのはなかなかおられませんので。行く行くは、アレルギー問題はいろんな状況の中で出てきていますので、今後、検討課題として御検討いただければというふうな形で。

竹内委員、よろしゅうございますか。

はい、よろしくお願ひします。

どうぞ、小瀧委員。

(小瀧委員)

2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

先にありました中国の冷凍ギョーザの事件、食の安心・安全ということで根底から世間を揺るがす大変な事件でありましたが、消費者の輸入食品に対する不安がまだいまだに拭いきれていない状況にあるのではないかなと思うんですが。そこで県の輸入食品に対する検査の実施状況はどのようになっているのかという点が一点。

それから食品衛生法施行条例に基づく改正によって平成21年1月から食品製造加工業等の届け出制度が開始されたわけですが、現在の届け出件数、そしてそれらの業種等について、もしわかりましたらお伺いいたします。

(石井会長)

ありがとうございました。

はいどうぞ、八木沢副主幹。

(生活衛生課 八木沢副主幹)

生活衛生課でございます。

まず1点目の輸入食品の検査の状況でございますが、先ほどの資料ナンバー4の13ページをご覧くださいと思います。こちらに有害物質・汚染物質検査の表の対象食品のところで輸入品という欄があります。これが対象としている品目でございます、中身といたしましては動物用医薬品検査の対象としています、これは肉類ですね。肉類については動物用医薬品の残留を疑いまして、こういった肉類について検査の対象にしております。また加工食品につきましては3年前ですか、中国産冷凍ギョーザの事件をきっかけといたしまして、アザメチホスほか33項目というのはブランピング野菜ですね。それと有機リ

ン系農薬23項目、これは輸入冷凍加工食品を対象としております。トータルで輸入品については101検体を来年度計画している状況でございます。

またこれら輸入食品を含めてなんですけれども、有害物質・汚染物質検査の検査結果につきましては茨城県・群馬県とこのエリアの中核市と検査結果の情報を共有しまして、検査検体が重複しないように効率よく検査を進めているという状況でございます。

もう一点の届出施設の関係でございますが、実績といたしましては、これは21年度の数字になるんですけれども、監視の対象の施設が約2,000施設です。2,000施設で実績といたしましては、届出施設の場合はランク分けでいきますと3年から5年に一回監視するというEランクに位置づけていまして、監視率は117.3%で対応している状況でございます。ちなみに届出施設の中で、農水産物加工製造業の中の切り干し大根とか、そういった野菜加工品を扱っている施設が一番数多くて、約600施設ほどあるという状況でございます。以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございました。小瀧委員、よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございました。

まだまだたくさんあると思うんですけど、もう一つ、報告事項の方がまだございますので、それでは報告事項の方に移りたいと思います。「県内における食の安全・安心・信頼性の確保に関する事例について」、事務局からご説明の方をお願いいたします。

(くらし安全安心課 湯沢課長)

くらし安全安心課でございます。

資料の5をご覧ください。昨年11月22日に景品表示法に基づきます指示を行いましたので、その概要について御報告させていただきます。

まず指示を受けました事業者でございますが、名称は有限会社ステーキいづつやでございます。所在地は宇都宮市上桑島町1393番地でございます。代表は代表取締役の坂寄悦男でございます。飲食業ステーキレストランを経営しております。経過を簡単に申し上げますと、昨年10月に宇都宮市の保健所から情報提供があったものでございまして、3回ほど立入調査を行っております。この調査の結果、確認できました違反でございますが、とちぎ和牛丸々というような表示をして提供していただきました実際の料理につきまして、実際はとちぎ和牛でない栃木県産の和牛や他県産の和牛の牛肉を使用していたことを確認したものでございます。これらの行為は消費者に実際より優良であると誤認を与え、表示を見た消費者を不当に誘引したことになり、景品表示法第4条第1項第1号の規定(優良誤認)でございますが、これに違反するものでございます。そのため景品表示法第7条に基づき次の指示を行ったところでございます。一つが、提供しているすべての料理についてただちに表示内容の点検を行うこと。再発防止策を講じ、役員及び従業員に周知徹底すること。この2点でございます。以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

今くらし安全安心課長さんの方から御説明いただきました。これはマスコミ等の報道で皆様方もご存じだと思いますけれども、こういう措置を講じたということでございます。

岩田委員、今までを通じて何か御感想や御意見はございますか。

(岩田委員)

ちょっと戻ってしまいますけれども、資料4の8ページの「情報及び意見の交換」というところなんですけれども、私たち消費者からするとここで会議されているようなことというのは全く知らないわけですし、その間を取り持ってくれる支援とか仲介できる人材と

いうのをもっと多く育てていただけると、私たち消費者からすればもっと安心・安全で地場、地産地消、先ほど言っていたように、食品を地産地消と書くと売上が上がるというような、やはり安心して食を購入したり、食したりということができないのではないかなということで、もうちょっと力を入れていただけるとありがたいなと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

ぜひそういうところも、これからさらに推進していただければと思っております。

本日の会議は、2年間の任期の最後の会議とお聞きしております。委員の皆様には、本当に2年間ありがとうございました。今までを通じて、その他も含めて委員の皆様から、最後に残された時間はあとわずかでございますが、何かございますか。

はい、どうぞ。

(久保委員)

先ほど竹内委員の方からアレルギーの情報提供の場所とか、それから相談窓口というようなお話があったんですが、栄養士会の方でもアレルギーに対しては今取り組んでおりますので、相談できることがありましたらぜひ御遠慮なくください。よろしく願いいたします。

(石井会長)

栄養士会さん、御協力よろしく願いいたします。

以上を通じまして、事務局の方からさらに何か補足等ございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

大体定刻の時間になりました。本日の会議、先ほど申し上げましたように2年間の任期の最後の会議ということでございます。そういう中で、委員の皆様から大変貴重な、そしてまた有益な御意見や御提言をたくさんいただきました。そういう中で、今日の基本計画案も、さらなるすばらしい基本計画案ができ上がりつつあるということで大変感謝を申し上げます。事務局におかれましては、今日の様々な御意見を踏まえていただきまして、これからも、とちぎ食の安心・安全・信頼性を確保する施策をさらに推進していただければ大変ありがたいと思います。本日は長時間にわたり熱心に御議論いただきまして心から御礼申し上げます。

それではこの辺で司会の方に進行をお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

(生活衛生課 大島主幹兼総括課長補佐)

ありがとうございました。

石井会長初め委員の皆様には、推進会議の委員として貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして第9回「とちぎ食の安全・安心推進会議」を終了させていただきましたと思います。本日は誠にありがとうございました。